

平成30年12月6日  
電力・ガス取引監視等委員会

## 「適正なガス取引についての指針」の改定に関する建議について

本日、電力・ガス取引監視等委員会は、「適正なガス取引についての指針」に関し、改定することを経済産業大臣に建議いたしましたので、お知らせいたします。

### 1. 背景及び概要について

経済産業省は、公正取引委員会と共同して、「適正なガス取引についての指針」（以下「本指針」といいます。）を策定しております。

本指針について、LNG 基地の第三者利用制度の利用促進を図るべく改定案を作成し、平成30年10月30日から11月28日までの間、パブリックコメントに付してきたところです。

本日の第186回電力・ガス取引監視等委員会において、パブリックコメントでいただいた御意見も踏まえ検討の上、別添の新旧対照表のとおり本指針の改定を行うことについて、ガス事業法第180条第1項に基づき、経済産業大臣に建議いたしましたのでお知らせいたします。

### 2. 添付資料

「適正なガス取引についての指針」の改定に関する建議について（建議）

### 3. 参考

第186回電力・ガス取引監視等委員会 配付資料

[http://www.emsc.meti.go.jp/activity/emsc/186\\_haifu.html](http://www.emsc.meti.go.jp/activity/emsc/186_haifu.html)

（本発表資料のお問い合わせ先）

電力・ガス取引監視等委員会事務局

取引監視課長 鎌田

担当者：栗島、皆川、早矢仕

電話：03-3501-1511（内線 4381～4）

03-3501-1552（直通）